

ナラ枯れ被害が拡大しています

ナラ枯れとは、体長5mm程度のカシノナガキクイムシ(以下「カシナガ」)という甲虫が繁殖のためにブナ科樹木(ナラ・シイ・カシ類など)に穿入することにより引き起こされる樹木の伝染病です。カシナガが穿入すると、樹木内に持ち込まれたナラ菌の作用により、樹木は水を吸い上げられなくなり、症状が重い場合は枯れてしまいます。ナラ枯れにより、景観の悪化や、森林資源の消失、倒木による人的被害などが危惧されます。また、被害木をシイタケ原木や炭の原料として利用しても、健全木より品質が劣るとされています。

鏡野町では平成21年度にナラ枯れが確認され、駆除に取り組んできました。しかし、昨年度より岡山県内各地において被害が拡大しており、鏡野町においてもこれまで被害が確認されていない地域で被害が確認されました。今年度の調査においても更に被害の拡大が確認されています。

ナラ枯れの対策として、鏡野町では被害の状況や現地の条件に応じて、伐倒くん蒸または立木くん蒸を行っていますが、特効薬のような対策は、残念ながらまだ確立されていません。

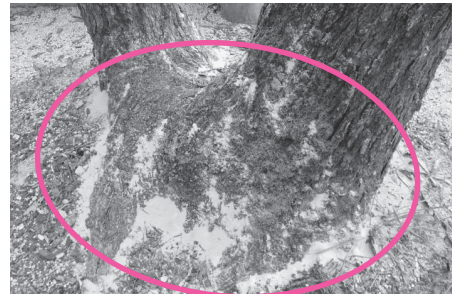
カシナガは小径木よりも大径木に穿入しやすいとされていることから、生活スタイルの変化により広葉樹が利用されなくなり、大径木が増えたことも、ナラ枯れの原因の一つと考えられています。未被害の樹木を利用し森林の更新を図ることは、被害拡大の防止につながると考えられます。これを契機に森林に目を向け、未被害木のシイタケ原木、炭への利用などにより、健全な森林づくりにご協力ください。



カシノナガキクイムシ
(左:メス 右:オス)



ナラ枯れによる枯死木



カシナガの穿入による大量のフラス(木屑と糞の混合物)

お問い合わせ先

鏡野町森林づくりセンター 担当:村島 電話(0868)52-2212

国民年金は“想定外のリスク”に対応できる「国の保険」です。

65歳になったとき

老 齢 **基 礎 年 金**

国民年金を10年以上納付した方が65歳から受け取る老後のための年金です。

病気やケガで障害が残ったとき

障 害 **基 礎 年 金**

国民年金加入中に、病気やケガが原因で障害が残ったときのための年金です。

※20歳前に発生した障害も支給対象となります。

一家の大黒柱が亡くなったとき

遺 族 **基 礎 年 金**

国民年金に加入中の方が亡くなったときの遺族のための年金です。

※原則「18歳未満の子のある配偶者」と「18歳未満の子」が支給対象となります。

お問い合わせ先

津山年金事務所 国民年金課
鏡野町住民税務課 国民年金係

担当:竹井

電話(0868)31-2360

電話(0868)54-2985